

就職活動ハラスメント防止ガイドライン

株式会社 セント

目的

当社は、就職活動中の学生や求職者に対するハラスメントを防止し、健全な採用活動を推進するため、ガイドラインを制定いたします。当ガイドラインの目的は以下の通りです。

1. 人権と尊厳の保護：学生や求職者が安心して就職活動を行えるようにする。
2. 社会的信頼の向上：ハラスメント防止に取り組むことで、企業の社会的信頼を高め、優秀な人財の確保につなげる。
3. 職場環境の改善：ハラスメントのない職場環境を整え、従業員の働く意欲や生産性を向上させる。
4. 法令遵守の徹底：労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法に基づく指針に従い、適切なハラスメント防止措置を講じる。

就活ハラスメント防止に向けた行動指針

1. 不適切な質問や要求をしません
(プライベートに関する質問、採用の見返りに食事や不適切な関係を迫るなど)
2. 威圧的な態度、過度な圧迫をしません
3. 人格を否定する言動をしません
4. 社員面談の際は求職者を含め原則3名以上で対応します
5. 社員面談を実施する場所は会社、学校構内またはオンラインとします
- 6・社員がSNS等を利用し学生や求職者と接点を持つこと、また、OB・OG訪問用のマッチングアプリへの登録を禁止します
7. 学生や求職者と連絡先の交換をしません
8. 学生や求職者から直接OB・OG訪問の依頼があった場合は、必ず事前に人事課長に連絡します
9. 採用担当者および採用に係る当社社員に対して定期的に周知および教育を実施します
10. 選考においては厚生労働省発行の「公正な採用選考をめざして」に記載の配慮すべき事項に準拠します

プライバシー保護

相談者および関係者のプライバシーを保護するための措置を講じます。

※当社個人情報保護運用規則に準拠します。

相談窓口の設置

学生や求職者が安心して就職活動を行えるように就活ハラスメント相談窓口を設置します。

相談窓口：管理ユニット 人事担当 saiyo@sento.co.jp